

「さぬき讃ベジタブル」推奨制度実施要綱

制定：令和 8 年 4 月 1 日 8 生流第 47393 号

改正：令和 8 年 9 月 28 日 8 生流第 151436 号

（趣旨）

第 1 条 県で認定した生産者が旬や品質などにこだわって大切に育てた県産野菜を「さぬき讃ベジタブル」として推奨することにより、品目の特性や産地の魅力を消費者に分かりやすくアピールするとともに、認定生産者による市場関係者等と連携した商品づくりの取組みを支援することにより、認知度向上、消費拡大及び有利販売を図り、もって県産野菜の生産拡大と生産者の所得向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）県産野菜とは、香川県内で生産される野菜をいう。
- （2）生産者とは、県産野菜を生産する個人の認定農業者又は認定新規就農者又は生産者で組織される団体(法人を含む)をいう。

（認定審査会の設置）

第 3 条 知事は、第 1 条の目的に資するため、「さぬき讃ベジタブル」認定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 知事は、第 5 条の規定に基づき生産者の認定等をしようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

3 審査会の構成及び運営については、別に定める。

（対象品目・品種等）

第 4 条 本制度の対象とする県産野菜（以下「さぬき讃ベジタブル」という。）は、別表 1 のとおりとする。

2 知事は、別表 1 を変更しようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

（生産者の認定）

第 5 条 知事は、生産者が別表 2 に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合していると認められるときは、当該生産者を「さぬき讃ベジタブル」生産者(以下「認定生産者」という。)として認定することができる。

2 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定めるところにより、別記様式 1 号による申請書を申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して知事に提出するものとする。ただし、申請者が複数の農業改良普及センターにまたがる場合は、直接、知事に提出するものとする。

3 知事は、認定をしようとするときは、別に定めるところにより、事前に現地審査を行うとともに、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

4 知事は、認定(変更の認定を含む。)を行ったときは、別記様式2号により申請者に通知し、別記様式3号による認定書を交付するとともに、認定書の写しを付して、県及びその他関係機関にその旨を連絡するものとする。認定をしないときは、別記様式4号により申請者に通知する。

(認定の公表)

第6条 知事は、第5条第4項により認定をしたときは、別に定めるところにより、認定生産者の住所及び氏名(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)を公表できるものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。ただし、認定生産者が認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、さらに3年間延長できるものとし、以降これに準じて延長する。

2 前項による延長の申請は、有効期間が満了する日の2か月前までに、別記様式1号により提出するものとする。

3 知事は、第5条の規定に準じ、生産者の認定を行う。なお、同条第3項による現地審査及び第4項による認定書の交付はしないものとする。

(表示)

第8条 認定生産者は、自ら生産した「さぬき讃ベジタブル」に「さぬき讃ベジタブル」である旨の表示をすることができる。

2 前項の表示は、別に定めるキャラクター等により行うものとする。

3 キャラクター等の使用取扱要領は別に定める。

4 認定生産者は、「さぬき讃ベジタブル」以外の県産野菜に、第1項及び第2項に規定する表示又はこれと紛らわしい表示を行ってはならない。

(実績報告)

第9条 認定生産者は、毎年の出荷量、販売先その他の実績について、出荷期間の終了後速やかに、別記様式5号により、申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して知事に報告しなければならない。ただし、申請者が複数の農業改良普及センターにまたがる場合は、直接、知事に提出するものとする。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、認定生産者に対して「さぬき讃ベジタブル」に係る報告を求め、又は「さぬき讃ベジタブル」の生産現

場、集出荷施設等への立入検査又は品質検査を実施することができる。

- 2 知事は、第1項の検査において、状況等の改善の必要があると認めるときは、認定生産者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(認定生産者の責務)

第11条 認定生産者は、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 「さぬき讃ベジタブル」の周知・普及に県と協力して取り組むこと。
 - (2) 「さぬき讃ベジタブル」の流通、販売、提供において、第8条第2項のキャラクター等を適正かつ積極的に使用すること。
 - (3) 消費者等から、「さぬき讃ベジタブル」の栽培方法や資材の使用、品質管理の状況等について照会があったときは、栽培履歴の記録簿等をもとに説明を行うこと。
- 2 「さぬき讃ベジタブル」に係る事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認定を受けた者がその責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

(認定の取り消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定生産者の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定生産者が認定基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 認定生産者が第8条～第10条の規定に反する行為をしたとき。
 - (3) 認定生産者が「さぬき讃ベジタブル」の信用を害する行為をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
 - 3 第1項の規定により、認定を取り消された者は、第8条に規定する表示を直ちに中止するとともに、第5条第4項に規定する認定書を知事に返還しなければならない。
 - 4 第1項の規定により認定を取り消された者は、別に定める期間を経過しなければ、新たに認定の申請をすることができない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表１「さぬき讃ベジタブル」

主要野菜	・レタス類 ・ブロッコリー ・青ネギ ・たまねぎ ・アスパラガス(さぬきのめざめを含む) ・にんにく ・トマト類 ・金時にんじん ・かんしょ ・パセリ ・セルリー ・キャベツ ・なばな ・オクラ ・スイートコーン ・きゅうり ・なす(三豊なすを含む) ・モロヘイヤ(さぬきのヘイヤを含む) ・そらまめ ・だいこん ・枝豆 ・かぼちゃ ・小松菜 ・エンサイ ・ほうれん草
伝統野菜等	・まんば ・食べて菜 ・葉ごぼう ・香川本鷹

別表２ 認定基準

出荷体制	個人の場合は、認定農業者又は認定新規就農者であり、別表１の「さぬき讃ベジタブル」を出荷していること。団体の場合は、「さぬき讃ベジタブル」の主要野菜については共同出荷を、伝統野菜等については共同出荷又は共同作業や勉強会などの共同活動をしていること
	生産販売振興計画(生産拡大・品質向上・認知度向上の計画等)があること
販売体制	出荷・販売先(卸売会社、小売店等)を公表できること
安全・安心	「さぬき讃ベジタブル」の栽培履歴を記録していること、又は確実に見込まれること
品質管理	出荷規格に基づく選果・選別が徹底されていること

別記様式 1 号

「さぬき讃ベジタブル」認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

(申請者)

住所

個人・団体・法人名

代表者名

「さぬき讃ベジタブル」推奨制度実施要綱第 5 条の規定により、「さぬき讃ベジタブル」の生産者として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

対象品目：

添付書類：

項目	個人	団体
	(主要野菜・伝統野菜)	(主要野菜・伝統野菜)
「さぬき讃ベジタブル」 生産・出荷・販売計画書 (別紙 1)	○	○
出荷規格表	○	○
生産者名簿	-	○
定款又は規約、規定	○ ※法人のみ	○ ※伝統野菜は共同作業や勉強会などの共同活動 が分かる資料に代えることができる
農業経営改善計画又は 青年等就農計画	○	-
栽培履歴書	○	○

別記様式 5 号

「さぬき讃ベジタブル」実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

個人・団体名

代表者名

「さぬき讃ベジタブル」推奨制度実施要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

対象品目：

添付書類：「さぬき讃ベジタブル」生産・出荷・販売計画実績報告書(別紙 2)

別紙 1

「さぬき讃ベジタブル」生産・出荷・販売計画書

フリガナ	
個人・団体・法人名 (団体・法人の場合は代表者氏名も記載)	
住 所	〒
連 絡 先	
生産者数	
品 目	
出荷期間	年 月 ～ 年 月

1. 生産・出荷実績（直近年）及び生産・出荷計画

年		面積 (a)	出荷量 (t)
実績	令和		
計画	令和		
	令和		
	令和		

2. 販売計画

出荷先（卸売会社等）	販売先（小売店等）

3. 生産拡大・品質向上・認知度向上に向けた具体的な取組み計画

年	生産拡大	品質向上	認知度向上
R	☐ 面積拡大 ☐ 収量拡大	☐ 栽培管理の改善 ☐ 収穫・出荷調整作業の改善 ☐ 収穫後の鮮度保持・包装資材の改善 ☐ その他（ ）	☐ キャラクター等の活用 ☐ ニーズを重視した情報発信活動 ☐ 生産者による販売促進活動 ☐ その他（ ）
	具体例：	具体例：	具体例：
R	☐ 面積拡大 ☐ 収量拡大	☐ 栽培管理の改善 ☐ 収穫・出荷調整作業の改善 ☐ 収穫後の鮮度保持・包装資材の改善 ☐ その他（ ）	☐ キャラクター等の活用 ☐ ニーズを重視した情報発信活動 ☐ 生産者による販売促進活動 ☐ その他（ ）
	具体例：	具体例：	具体例：
R	☐ 面積拡大 ☐ 収量拡大	☐ 栽培管理の改善 ☐ 収穫・出荷調整作業の改善 ☐ 収穫後の鮮度保持・包装資材の改善 ☐ その他（ ）	☐ キャラクター等の活用 ☐ ニーズを重視した情報発信活動 ☐ 生産者による販売促進活動 ☐ その他（ ）
	具体例：	具体例：	具体例：

※具体的な数値目標があれば記載してください。参考資料があれば添付してください。

別紙 2

「さぬき讃ベジタブル」生産・出荷・販売実績報告書

フリガナ	
個人・団体・法人名 (団体・法人の場合は代表者氏名も記載)	
住 所	〒
連 絡 先	
生産者数	
品 目	
出荷期間	年 月 ～ 年 月

1. 出荷実績 (単位: t)

年		面積 (a)	出荷量 (t)
計画※	令和		
	令和		
	令和		
実績※※	令和		
	令和		
	令和		

※計画書提出時の数値を記入すること。 ※※毎年、実績を追加していくこと。

2. 販売実績

出荷先 (卸売会社等)	販売先 (小売店等)

3. 生産拡大・品質向上・認知度向上の取組み実績

年	生産拡大	品質向上	認知度向上
R	☐ 面積拡大 ☐ 収量拡大	☐ 栽培管理の改善 ☐ 収穫・出荷調整作業の改善 ☐ 収穫後の鮮度保持・包装資材の改善 ☐ その他 ()	☐ キャラクター等の活用 ☐ ニーズを重視した情報発信活動 ☐ 生産者による販売促進活動 ☐ その他 ()
	具体例:	具体例:	具体例:

参考資料があれば添付してください。